

会議録

会議の名称	令和6年度第2回弘前城跡整備指導委員会
開催年月日	令和6年12月25日(水)
開始・終了時刻	9時55分から11時50分まで
開催場所	弘前市緑の相談所集会室
議長等の氏名	福井敏隆(前弘前市文化財審議委員長)
出席者	関根達人、瀧本壽史、林康裕、麓和善、三上千春、森山修治
欠席者	千田嘉博
事務局職員の職氏名	(弘前市都市整備部公園緑地課) 公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・鳴海淳、弘前城整備活用推進室主幹・横山幸男、同室主幹・関剣太郎、同室主査・片山俊博、同室主査・福井流星、同室主査・石ヶ森沙貴子[記録]、同室主事・福尾莉菜
会議の議題	1.重要文化財保存活用計画(第2章)について 2.二の丸東門・北の郭北門の耐震補強を含む保存修理内容について 3.弘前城情報館の展示更新及び多言語化改修について 4.本丸排水工事について
会議資料の名称	①令和6年度第2回弘前城跡整備指導委員会
会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)	<p>1. 重要文化財保存活用計画(第2章)について 【概要】 (1) 現在策定中の重要文化財保存活用計画において、前回の委員会で課題となっていた「第1章計画の概要」における「弘前城天守の所有者の変遷」の調査結果を報告。 (2) 「第2章保存管理計画」について、事務局案の概要を説明。 【詳細】 (1) 「弘前城天守の所有者の変遷」の調査結果 ・明治27年(1894)9月5日、陸軍省は弘前市に対して同年9月～明治42年(1909)8月までの期限で旧城地(弘前城)の拝借許可を出した。これにより、旧城地を公園と</p>

	<p>して開放する道筋ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同 28 年 (1895) 10 月、弘前市は旧藩主・津軽承昭との間に「弘前市公園ニ係ル契約証」を締結。公園管理は津軽家に委託すること、公園設置に係る費用を津軽家の出費とすること、将来的に旧城地や附属建物が払下げられた場合は津軽家に譲渡すること等が取り決められた。 ・翌年 4 月に本丸東面石垣が崩落。弘前市は同年 11 月に陸軍省から天守の払下げを受けるものの、前年の契約に従い、天守の所有は弘前市から津軽家へ移った。 ・同 35 年 (1902) 5 月 13 日付で、津軽家が弘前市に対し公園管理の辞任を申し出、同年 7 月から天守所有権は津軽家のまま、市が公園管理を引き継いだ。 ・同 42 年 (1909)、樹木や附属建物等を含む旧城地の大部分が陸軍省から弘前市に払い下げられ、天守及び三の丸東門以外の建造物は市有財産となった。 ・昭和 12 年 (1937) 7 月 29 日、天守を含む 8 棟が国宝保存法に基づく「国宝」に指定された際には、天守所有者は引き続き津軽家となっていたが、同 14 年 6 月 28 日に所有権が津軽家から弘前市に移った。 <p>(2) 「第 2 章保存管理計画」の概要説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郭の名称と重要文化財建造物の配置について整理する。重要文化財建造物 9 棟は、本丸、二の丸、三の丸及び四の丸に所在しており、これらの郭は、元禄 14 年 (1701) の「御城郭廻作事御修復覚書」において「御本城」「二之御郭」「三之御郭」「四之御郭」と表記されている。北の郭北門は、現在の四の丸に位置する城門で、「四の丸」は近世に「四之御郭」等と呼ばれていたようであるものの、重要文
--	---

化財の指定名称は「北の郭北門」となっている。

- ・「第2章保存管理計画」は、以下の4節で構成される。

【第1節 保存管理の現状】

・重要文化財建造物9棟の現状について、保存修理に係る設計書や過去の文化財パトロールの所見を元に、以下の9つの観察項目を設けて1棟毎にまとめている。

- 1)基礎、2)軸部、3)組物、4)軒廻り、5)小屋組・屋根、
6)造作(縁・天井・建具・その他)、7)塗装・鎔金具

【第2節 保護の方針】

・平成11年(1999)3月24日付庁保建第164号に伴う「(別紙)重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」に基づき、「部分」と「部位」を設定した。

なお、「部分」・「部位」の詳細については、現在業務委託で検討しているところであり、内容については次回以降の委員会で諮る予定である。

・「部分」は、以下の区分に応じて設定し、形式・意匠・技術その他について保護の方針を定めた。

■保存部分 文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分

■保全部分 維持及び保全することが要求される部分

■その他部分 活用又は安全性の向上のために改変が許される部分

・「部位」は、以下のとおり基準1~5を設定した。

基準1 材料自体の保存を行う部位

基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位

基準4 意匠上の配慮を必要とする部位

基準5 所有者の自由裁量に委ねられる部位

【第3節 管理計画】

- ・管理体制として、重要文化財建造物9棟を含む弘前城の史跡指定地内は弘前市が日常管理を実施し、9棟の消防設備・自動火災報知設備・避雷針等の保守点検は弘前市が専門業者に委託して毎年実施している。天守については、指定管理者が日常管理や見学者の案内、清掃等を実施している。
- ・現状の管理方法として、以下の5項目について報告。
 - 1)清掃・整頓に関する事項、2)日照・通風に関する事項、3)虫害・腐朽防止に関する事項、4)風雪水害に関する事項、5)その他
- ・今後の管理方針については、以下のとおり。
 - ・基本的には現状の管理体制・管理方法を維持するが、改善するべき点が生じた場合には適切に対応する。
 - ・天守の棟札2点（文化7年（1810））、二の丸辰巳櫓の棟札1点（享保19年（1734））及び二の丸未申櫓の棟札1点（元禄12年（1699））を、平成26年（2014）まで全て天守内に展示していたが、本丸石垣修理事業に伴い、現在は弘前市立博物館に一時的に預けている。本丸石垣修理と天守保存修理の終了後は、再び天守内において上述の棟札すべてを展示して一般公開する。
 - ・緩みのため取り外した鬼板は屋内で保管し、状態に

よっては保存修理の際に再利用する。

- ・過去の保存修理時の保存部材は、各建造物内部に保管する。

【第4節 修理計画】

・今後の計画について、令和2年度から同4年度にかけて実施した二の丸南門及び三の丸追手門の保存修理・耐震補強工事を皮切りに、重要文化財建造物9棟を順次修理していく予定である。

・保存修理工事においては、以下の点を遵守する。

- ・経年劣化が著しく、修理の必要な最小限度の範囲を修理対象とする。

- ・史跡・重要文化財の本質的価値の保存を前提とした修理を実施する。

- ・天守・城門には人の通行が伴うことから、耐震補強においては文化庁の指針のうち、「安全確保水準(大地震動時や風荷重時に建物が倒壊しない水準)」を満たす耐震性能を持たせることとする。

- ・以下の9項目の応急処置について、日常管理の中で実施する小規模な修理として修理届を必要としないものとしたい。ただし、判断が困難な場合は、青森県教育委員会に適宜相談して進めるほか、緊急性がある場合には修理届を出して対応する。修理届を要しない小規模修理であっても、以後の保存修理の参考とするため、記録を残したうえで実施する。

- 1)外構及び基礎、2)縁回り及び床下、3)外壁、4)内壁、5)床、6)屋根、7)建具、8)金具類、9)その他

	<p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 「弘前城天守の所有者の変遷」については了承。</p> <p>(2) 保存活用計画第2章については、現在業務委託で進めている「部分・部位の設定」の詳細が決まり次第、再度委員会に諮ること。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・修理届を要しない小規模修理について、「応急処置」が9点挙げられているが、現状では「部分」・「部位」の詳細について未定であり、それに伴ってこれら応急処置に関する具体的な行為についても不明であるため、内容については今回の委員会で承認とはいえない。・天守の公開であるが、現状は本来の床面上に合板とマットを敷いて、土足のまま見学者を内部に入れている。この見せ方を継続するということは、見学者がいつまでも本来の天守の床面を見られないということにもなる。本来の天守の床面を見てもらいたいため、入る際にビニール袋に脱いだ靴を入れてもらうなど、全国の城郭でも行われている公開方法に改めたほうが良いのではないか。・櫓や城門の公開についてはより積極的に行う方が良い。・現状の虫害対策については、文化財にどう影響するか未検討であるため、今後施工方法の検討が必要である。・本丸石垣の整備以外における史跡整備や建造物保存管理について情報発信を進めてほしい。・城門内部の公開にあたっては、階段を上りやすいよう配慮してほしい。・保存修理工事とさくらまつりが重複する時は、さくらまつり
--	--

	<p>に配慮しながら工事を進めてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none">・建造物の内部公開の際の仮設階段については、次の委員会で図面を示して説明すること。非常に避難できる使用になっているか、また、建造物を傷めるような使用になっていないか確認が必要である。・雷害対策の「SPD」導入について検討が必要である。本装置は雷サージから電気機器を守るためのもので、これが無いことにより火災には至らなかったものの防災機器が損傷した事例があり、避雷針があれば万全とはいえないため注意が必要。・ハザードマップを確認し、洪水についての資料を添付すること。・史跡内の防災設備の種類・設置年・更新年をリスト化すること。・消火設備が古かったり、特殊なものであると対応に時間を要するため注意が必要。消火設備の一般耐用年数は12～15年であるのを踏まえ、文化財では耐用年数20年を目安に設備の導入・修理・更新を考えるべき。 <p>2. 二の丸東門・北の郭北門の耐震補強を含む保存修理内容について (事務局) 【概要】</p> <p>(1) 二の丸東門及び北の郭北門の耐震補強を含む保存修理内容について説明。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年度は実施設計期間とし、令和7・8年度にかけて保存修理工事を実施する予定。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> 工事内容は2棟ともに現状維持修理で、屋根葺替え・外壁漆喰塗直し・耐震補強を行う。各棟の工事内容は以下の通り。 	<p>【二の丸東門】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根工事…上層鰯・鬼板取外し復旧、棟銅板包み、屋根下地補修 左官工事…外壁・内壁漆喰上塗り直し 雑工事…建具工事、金具補修、土間コンクリート叩き他 耐震補強工事 <p>【北の郭北門】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根工事…上層鰯・鬼板取外し復旧、棟銅板包み、屋根下地補修 左官工事…上層内壁は除く外壁・内壁漆喰上塗り直し 雑工事…建具工事、金具補修、土間コンクリート叩き他 耐震補強工事 <p>・工事期間中は、外部仮設足場を組み、城門を養生シートで囲い施工する。現状通路部分は閉鎖せず、通行可能な状態のまま工事を実施する。</p> <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 二の丸東門及び北の郭北門の耐震補強を含む保存修理内容について了承。耐震補強方針を決めた過程の部分等については、別途委員に個別に説明する。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修理履歴として、2棟ともに宝暦4年(1754)に屋根を「銅瓦葺」とする方針を立ててから、実際に葺き替えた文化年間まで時間差が大きい。明和3年(1766)に城内の建造物は地
--	---

震で被災しており、この地震後に本瓦葺きで修理したとは考えにくい。地震からの復旧時点で銅瓦葺になっているのではないか。史料を探すこと。

- ・二の丸東門について、上層屋根の銅瓦葺を全解体するとのことだが、妻面の辺りには近世の仕様が残っている可能性があるため、状況によっては部分的に解体せずに残すこと。
- ・耐震補強について、既存の筋違いが有効か否かはわかりにくい。今回の工事で、北の郭北門の桁には補強が必要とし、一方で二の丸東門の桁には補強を行わないという判断に至った過程について説明を求める。
- ・現在、基本内部を非公開としているが、今後は積極的に公開していくこととなれば中に人が入る前提での耐震補強を行ってほしい。
- ・現状、三の丸追手門と北の郭北門に袖塀が伴っているが、二の丸の城門には袖塀がない。現段階で不明なことが多いため、現地に袖塀の痕跡が残っていないか確認すること。

3. 弘前城情報館の展示更新及び多言語化改修について (事務局)

【概要】

- (1) 弘前城情報館の展示更新及び多言語化改修方針について説明。

【詳細】

- ・弘前城情報館は、平成 30 年 (2018) 4 月に開館し、令和 5 年度には 10 万人以上の来館者数を記録。訪日外国人旅行客の来館も急増しており、特にアジア圏からの観光客が全体の半数近くを占める。
- ・情報館の展示は、基本的に完全デジタルサイネージで、内容

	<p>は基本日本語で示し、補足として英語表記している状況である。</p> <ul style="list-style-type: none">・外国語による解説が不足していること、日本人でもデジタルサイネージの操作方法に馴染みがないといった事情から、展示が十分に活用されているとは言えない現状である。・本丸石垣修理工事や重要文化財建造物保存修理など、弘前城情報館開館後に進捗・開始した工事についての情報を追加し、展示内容を更新するタイミングでもあることから、この機にアジア圏の言語を加えて多言語化を図りたい。・展示内容更新・改修の詳細は以下のとおり。 <p>【更新内容】</p> <p>①弘前城ニュースの更新</p> <ul style="list-style-type: none">・石垣修理や城門保存修理など、弘前城情報館開館後に行われた工事に関する情報の追加、更新を行う。・「弘前城かわら版」として市ホームページ上で公開している史跡・弘前城跡の個々の案件に特化した広報誌を新規掲載。 <p>②既存の展示コンテンツの確認・修正</p> <ul style="list-style-type: none">・内容の整合性や字句の誤謬等を再確認し、必要に応じて修正。 <p>【主な改修内容】</p> <p>①アジア圏からの来館者対応として、日英2言語となっている展示内容に、史跡内の説明板と同様に3言語（中国語簡体字・同繁体字・韓国語）を追加。</p> <p>②モーションセンサー（エアタッチ方式）を廃止し、誰もがスマホのように操作できるようタッチディスプレイ方式を導入する。</p>
--	--

③初期画面で言語を選択し、以降は選択した言語でコンテンツを選択できるように改修。

④現コンテンツは1画面に2言語記載し文字が小さいことから、1画面1言語とするとともに、既存コンテンツを5言語分作成する。

⑤既存の機器は、システムの動作に無線方式を多用しており、来園者の増加による電波状況の悪化で動作不安定となることが頻発していることから、機器間のネットワーク系統をすべてLANケーブルで有線化し、制御システムの軽量化と動作の安定化を図る。

・多言語化は、文化庁発行の『文化財の多言語化ハンドブック』等に沿って行い、具体化した際には整備指導委員会で内容を報告するものとしたい。

(委員会)

【概要】

(1) 弘前城情報館の展示更新及び多言語化改修の方針について了承。

【詳細】

・展示内容には正確性が求められることから、事前に専門の委員に内容を確認してもらうこと。

・日本の城と中国及び韓国における城は、様相が異なることから、日本の城を理解してもらうために他の現存天守での多言語対応がどのようなものであるのか確認すること。

・さくらまつりに間に合うような工程で多言語化を進めてほしい。

	<p>4. 本丸排水工事について (事務局) 【概要】</p> <p>(1) 本丸排水工事について説明。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・本丸東面石垣修理事業に伴う本丸排水工事は、令和4年度第2回弘前城跡本丸石垣修理委員会において、仕上げを園路舗装、緑地帯を芝生とし、遮水対策として盛土直下に粘性土の止水層を設ける天端の仕上げ方法が決定していた。・上記委員会の決定を受けて、令和5年度に実施設計を作成し、令和6年度発注の予定で進めていたものの、令和6年に入り止水層とする粘性土の入手が困難となつたことから、工事の発注を断念した。今後は、厚さ5cmの粘性土の代わりに厚さ20cmのベントナイト混合土を止水層として用いることとして、令和7年度の発注を目指すこととした。・本丸排水工事の対象範囲は本丸平場全域であるが、令和8年度実施予定の天守曳戻しルートと重複する部分については、天守曳戻しに伴う園路破損を防ぐため、令和9年度実施予定の本丸外構整備工事の中で行うこととする。 <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 本丸排水工事について了承。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・材料が入手できないという事態は有り得ないことではない。代替品での対応もやむを得ない。 <p>【結論】</p>
--	---

	<p>(1) 保存活用計画第2章については、現在業務委託で進めている「部分・部位の設定」の詳細が決まってから再度委員会に諮る。</p> <p>(2) 二の丸東門・北の郭北門の耐震補強を含む保存修理内容について了承。耐震補強方針を決めた過程の部分等については、別途委員に個別に説明する。</p> <p>(3) 弘前城情報館の展示更新及び多言語化改修について了承。</p> <p>(4) 本丸排水工事について了承。</p>
その他必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、非公開…公開 ・その他出席者 (青森県教育庁文化財保護課) <p>文化財保護グループ主査・會田明生 (弘前市教育委員会文化財課)</p> <p>課長・石岡博之、課長補佐・小石川透、文化財保護係長・高木一誠、埋蔵文化財係長・鳶川貴祥 ((公財)文化財建造物保存技術協会 事業部 弘前監理事務所)</p> <p>加藤修治・藤倉賢一・廣見秀行・我妻宏紀</p>